

医政地発1222第2号
令和5年12月22日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る標準事業例の取扱いについて

標記については、「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例及び標準単価の設定について」（平成29年1月27日医政地発0127第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。以下「平成29年通知」という。）をもって通知したところですが、今般、基金の有効かつ効率的な活用を図るため、事業区分IVの事業内容の取扱いを別添のとおり整理しましたので、通知します。

なお、平成29年通知において示された標準事業例及びそれ以降に例示している事業例以外の事業についても、それぞれの事業区分の趣旨に沿ったものである場合には、都道府県医療審議会や地域医療対策協議会等の関係者の意見を踏まえた上で、都道府県計画に計上して差し支えないことを申し添えます。

別添

地域医療介護総合確保基金（医療分）の対象事業の取扱い

（事業区分IV）

食事療養を提供する人員体制を確保するための食材料費の高騰に対する支援に必要となる経費

食事療養の提供は、管理栄養士等の専門人材と医師等が適切な助言・管理の下でチーム医療により実施することが必要であるが、昨今の食材料費の高騰に伴い、病院経営への大きな影響が生じている。こうした事態は、経営面の影響にとどまらず、コスト削減のため、食材料費の節約、病院食の質の低下を招き、管理栄養士などから成るチームによる患者への栄養指導・支援等の能力を十分に発揮することができなくなるおそれがあることから、以下の要件による食材料費の高騰に対する支援については事業区分IVの対象として差し支えない。

【対象となる食材料費の高騰に対する支援の要件等】

対象施設：病院・有床診療所

対象期間：令和6年4月1日～令和6年5月31日

支援額：許可病床数×3,200円（1月あたり1,600円）

留意事項：対象施設数を考慮し、本事業に限り執行事務に係る委託費等の事務費（都道府県職員の人事費を除く）を対象とする。